

人はみな、
生かされて
生きてゆく。



犯罪や非行のない
安全・安心な
地域社会をめざして



保護司

だれかの役に立ちたい

尼崎市保護司会

保護司や保護司会って どんなことをしているの？

保護司は、民間のボランティアです

保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間ボランティア）で、市町村単位で保護司会を組織して活動しています。全国に886の保護司会があり、保護司は約47,000人、尼崎には約170人います。

柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官（国家公務員）と協働して、更生保護活動を行っています。

このような活動をしています。



保護観察 保護観察を受けている人（対象者）に自宅に来てもらったり（来訪）、あるいは対象者の家庭を訪問（往訪）して、月に2回程度面接を行い、保護観察期間中の遵守事項（約束事）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行って立ち直りを支援します。

生活環境の調整 矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、仮釈放後の帰住先の調査、引受人との話し合い、就職先の調整などを行い、受入態勢を整えます。

犯罪予防活動 地方公共団体、学校等など多くの関係機関・団体と連携して、犯罪や非行の発生を未然に防ぐための予防活動を実施しています。また、“社会を明るくする運動”などを実施して更生保護の啓発活動を行なったり、中学校との先生方と情報交換などを行っています。

例えば、1か月の活動はこうなります。

対象者との面接

「定例会」参加

対象者との面接

「報告書」提出

毎月2回程度保護観察対象者と面接を実施し、最近の生活状況などについて話し合い、必要に応じて指導・助言などを行います。月末にこれらの内容を「報告書」にまとめ、保護観察所に提出する必要があります。保護観察中に何か問題などが生じたときには、保護観察官に連絡しアドバイスを受けます。また分会毎に開催される定例会に出席し、保護司会の活動等について話し合います。



左より／山中さん、正岡さん

満齢退任が近い、近所にお住まいの先輩保護司さんから声をかけて頂いたとき、私は40歳代前半、子育て真最中でした。PTAや子ども会活動での様子を見ておられた地域の方からの推薦だったそうです。当時、保護司という仕事があることも知りませんでしたが、怖いもの知らずで、青少年とかかわることに興味があり、地域の為に少しでもお役に立てればと思いお引き受けしました。保護観察の対象者が我が子と同じ学年だから、と担当を断ることもありました。気付けばもう26年間続いています。志を同じくする、気持ちのいい仲間に出会え、励まし合いながら少しずつ前進しています。一昨年、“社会を明るくする運動”強調月間、毎年7月に向け、更生保護マスコットのホゴちゃん人形を初めて作製し、中央集会ではBBS会員の大学生が中に入ってくれました。楽しかったので、昨年2体目も完成 !!



正岡 康子さん
(保護司歴 26年)

“保護司を拝命したきっかけは！”

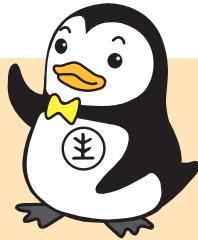
地域活動の先輩で、私が尊敬している方が保護司をしていたのがきっかけです。最初に勧められた時は、市の課長で多忙を極めていたので断りました。再度話があったときには部長になっていましたので、多忙でしたが、保護司を引き受けました。私にとって地域のボランティアは、「恩送り」です。子どものころから住んでいる地域に今も住んでいるということもあり、子どものころに地域から受けた「恩」は、自分も地域に返したいという思いがあります。

人には、「稼ぎ」…収入を得て働くこと、「務め」…収入を伴わない、自分の住まう地域にできることをすることがあると思っています。そういう意味でも保護司は、地域に貢献できる最高のボランティアだと思っています。



吉田 淳史さん
(保護司歴 5年)





Q

更生保護とは何ですか。

A

犯罪や非行をした人もいざれは地域に戻ってきますが、多くの場合社会生活上の様々な課題を抱えています。「更生保護」とは、そのような人たちが更生の意欲を高め、立ち直ることができるよう支援する活動です。仕事や住居などの居場所が見つからないために再犯に至る場合もありますので、犯罪や非行を防止する上でも重要な活動です。

更生保護は、国だけでなく保護司を始めとする民間の人々と協力し合って推進されています。

Q

罪を犯した人の相手をするのは不安で、自信がありません。

A

保護司の対象となるのは家庭裁判所で保護観察の処分を受けた青少年や、信頼できる身元引受人が居るという条件で刑務所・少年院を仮出所・仮退院を認められた人たちで、更生しようという意欲を持っています。

Q

保護司活動は忙しそうですが。

A

年に3～4回実施される保護観察官による研修は、制度の説明や事例検討もありますので、極力参加下さい。また、保護司会の専門部会や分会が主催する行事にも、時間の許す範囲で出席頂くようお願いします。

月2回程度の面接は、土・日などの休日や夕方・夜間などでも実施できますので、対象者と相談して決められます。

Q

面接する場所がないのですが。

A

面接は保護観察の最重要項目で、保護司宅に来訪してもらうのが基本ですが、都合の悪い場合には、対象者宅を訪問して面接するとか、保護司会のサポートセンターや生涯学習プラザなどの公共施設を利用させてもらうこともできます。ただ、守秘義務の関係で、人の多い喫茶店や目立つ場所での面接は避けて下さい。

Q

保護司になる条件はありますか。

A

保護司は更生保護の活動を通じて、私たちが暮らす地域の安全・安心のために貢献するボランティアです。活動意欲があることや生活が安定していることのほか、最初の委嘱時は67歳未満であることなどが要件となっています。

全国に約4万7,000人いる保護司の経歴や地域での活動経験は様々であり、これまでの経験をもとに個性を生かしてそれぞれの地域で活躍しています。また、女性の保護司も年々増加しています（4人に1人は女性保護司）。

Q

保護司の身分と任期はどのようにになっていますか。

A

●身分：保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。

給与はありませんが、交通費や補導費など更生保護活動により生じた実費が支給されます（実費弁償金）。

●選考手続：●保護司や推薦委員会から紹介された候補者を保護司会で承認して、保護観察所へ書類を提出。（自治会などの推薦は必要ありません）。

●保護観察所長からの推薦に基づき、法務大臣が保護司を委嘱。

●任期：2年です。再任は妨げられません、むしろ長く努めて頂くことを期待します。

●定年：再任は原則76歳未満。

Q

会費が要ると聞きました。

A

尼崎市や国からの助成金もありますが充分でなく、保護司の皆さんから会費を頂いて活動資金を補っています（￥8,400/年）。また、兵庫県保護司会連合会や近畿、全国レベルの連合会への負担金や共済会の会費もあります（￥5,300/年）。

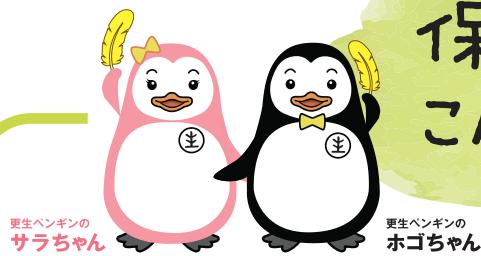
Q

保護司に対する国の支援にはどのようなものがありますか。

A

平素の活動に関しては、保護観察官や先輩保護司などが相談に応じていますが、上記の実費弁償金の支給以外にも次のような支援があります。

- ・対象者等の不法行為によって受けた物的、及び保護司やその家族の損害への補償（物損補償制度）。ただし、こうした事例はほとんどありません。
- ・保護司活動に起因する死亡・障害・疾病や豪雨などの自然災害等による居宅被害などの見舞金（福利厚生による給付金）。



保護司は こんな活動もしています！



“社会を明るくする運動”

法務省主唱の全国的な運動で、毎年7月を強調月間とし、

①犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める。

②犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く、などを目的に、

一人ひとりが考え参加するきっかけをつくることを目指して講演会や各種の広報活動を行っています。



社明運動・中央集会



実績報告会



社明運動ポスター



社明運動
「標語パネル」

<尼崎市の社明運動期間中の行事>

◎社明推進委員会

- 推進委員会：委員長＝尼崎市長、その他80数団体の会長
- 実行委員会：委員長＝保護司会長、その他理事56名

◎中央集会

- ・市長一日保護司会長の委嘱式
- ・少年音楽隊による演奏・演技、など

◎広報啓発活動

- ・幟旗、ポスター・協賛パネルなどの掲示
- ・FMあまがさきでの放送、など

◎小・中学生による作文コンテスト

- ◎地区集会、ミニ集会
- ◎施設訪問

・刑務所、少年院などの矯正施設への訪問

◎青少年問題懇談会（市内全中学校）

◎実績報告会

- ・優秀作文の発表と表彰
- ・協賛パネルへの感謝状贈呈、など



学校との連携

保護司が学校を訪問し、児童生徒を対象に非行や薬物等をテーマとした非行防止教室を開催したり、校長や生活指導の先生方と定期的に情報交換を実施しています。



自己研鑽



保護司になると、まず初めに保護司としての基本的な知識を身につけるための研修を受けることになります。その後も、保護観察所が年数回行う研修（定例研修）や保護司会が独自に行う研修（自主研修）に参加して、保護司として必要な知識及び技術の習得に努めています。

更生保護を支える 民間ボランティア団体・施設

| 更生保護女性会

女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国に約1,300の地区会、約170,000人の会員がいます。

尼崎市では保護司の夫人で構成。



| 協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労し生活の安定を図ることが大変重要ですが、こうした人々は、その前歴ゆえに職に就くことが必ずしも容易ではありません。

協力雇用主は、こうした人々を差別することなく積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業者です。全国に約23,000社の協力雇用主がいます。

尼崎には「琴友会」という雇用主会があり、約52社が加盟しています。(令和2年)



| BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)



非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの活動を行う青年ボランティア団体で、全国に約500のBBS会、約4,500人の会員がいます。

尼崎では関西国際大学の学生が頑張っています。

| 更生保護協会

更生保護施設を始め、保護司会、更生保護女性会、BBS会など更生保護に関する団体の諸活動を支援する組織です。

尼崎では会員を募って更生保護団体などに助成するとともに、「社会を明るくする運動」を共催しています。会員数は、賛助会員2社、法人会員41社、個人会員226名です。

(令和2年)

| 更生保護施設

刑務所から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがない人や、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなど、適当な住居のない人を宿泊させて、生活指導、就職支援などを行い、自立を援助しています。法務大臣の認可を受けた更生保護施設は全国に103施設あります。(兵庫県には3施設)

尼崎市保護司会

【本部役員】

会長 1名
副会長 2名
専務理事 2名(財務担当、業務担当)

【分会組織】

本庁分会 立花分会
小田分会 武庫分会
大庄分会 園田分会

【専門部会】

総務部：総会、親睦研修会、互礼会、他の部会に属さない事項
広報部：犯罪予防(社明運動)に関する事項
研究部：研修、研鑽に関する事項
協力組織部：更生保護団体・施設などに関する事項
道路交通部：交通保護観察に関する事項
機関紙部：機関紙発行に関する事項
会計：会計に関する事項



事務局／尼崎市更生保護サポートセンター
〒660-6826 尼崎市北城内48-2
TEL:06-6489-3138 FAX:06-6489-3175

保護司仲間になりませんか？

「更生保護活動」と聞けば、刑務所・少年院・裁判所…など、怖そうな単語が並びますが、実際は地域に暮らす人々の生活をサポートする地道な活動です。ワイワイと騒げる楽しいものではありませんが、対象者の一人にでも「安心して生活ができる!」と喜んで貰えると、やりがいを感じられる活動です。毎日の仕事に励みながら、若しくは第二の人生を楽しみながら、少しの時間を更生保護活動に使ってみませんか？まずは仲間になってみませんか？